

広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項

平成27年10月19日制定

平成28年10月31日改定

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかに日において、東広島市、竹原市又は大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- (6) 対象案件に係るに係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 施行令第167条の4第2項に該当する者で、広島中央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が入札に参加させないこととした者
- (8) この工事の設計業務等を受託した者（以下「設計受託者」という。）
- (9) 設計受託者の資本又は人事面において次に掲げる事項に該当する者
 - ア 設計受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有する者
 - イ 設計受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (10) 代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (11) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納（以下「滞納額等」という。）がある者
 - ①入札参加を希望する者（法人又は個人事業主）
 - ②入札参加を希望する法人の代表者（個人）

2 設計金額により、工事の種類を次のとおりとする。

1号工事 請負対象設計金額が3千5百万円以上

2号工事 請負対象設計金額が130万円以上3千5百万円未満

3 案件ごとの入札参加資格について

1号工事 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格（以下「資格要件」という。）を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

2号工事 入札案件ごとに設定した資格要件を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。落札者は、資格要件に記載されている資格等を有する技術者を契約後配置させなければならない。

4 資格要件の取り扱いについて

(1) 1号工事・2号工事共通

- 資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

- 「同種・類似工事の施工実績」又は「配置予定技術者の工事経験（同種・類似工事の施工実績）」は、平成13年4月1日以降に完成した元請施工実績を対象とする。
- 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。
- 共同企業体の構成員としての実績で「請負契約金額、路線延長の規模、能力、その他入札条件に定めたもの（数値等）」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを実績としてみなすものとする。

(2) 1号工事について

- 「配置予定技術者」の入札参加資格の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。

- 開札日以降に工期の終期が到来する工事に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、次のア又はイに該当する場合を除く。
 - ア 開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合
 - イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本件工事を除く。）以上の公共工事の主任技術者として配置されていない場合。本件工事が、建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、それぞれの工事（本件工事を含む。）の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを掲出できる場合
- 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
- 開札日以前において、所属建設業者として間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。

(3) 技術者の配置について

- 契約後、工事の施工にあたって、1号工事では配置予定技術者とした者を、2号工事では資格要件に定めた資格及び経験を有するものを、技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- 資格要件で、技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負金額が3千5百万円（税込）未満となる場合においても、契約工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。
- 1号工事においては、開札日の前日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日の前日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。

5 その他遵守事項について

A. 設計図書の閲覧について

- 設計図書の閲覧は、公告に定める期間内において、広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）より電子データを配布することにより実施する。閲覧希望者は、設計図書配布申込書を提出すること（様式は組合ホームページでダウンロード可）。

B. 入札時の取り扱いについて

- (1) 予定価格は公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に、広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、次に該当する者は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は落札候補者のみ行うこととする（組合が調査の必要があると判断した場合は、この限りではない。）
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合
 - ウ 内訳書に工事名が記載されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）

- エ 内訳書の工事価格の入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合
 - カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施する。

C. 開札後の取り扱いについて

開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件（配置技術者の資格及び経験等を含む。）を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者（1号工事における配置予定技術者の専任配置の可否（以下「専任要件」という。）の確認を含む。）については、その入札を無効とする。
 - ア 資格要件の審査のために必要がある認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることができる。
 - イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
- (2) 1号工事における専任要件の確認は、CORINS（コリンズ）の登録及び組合との契約履行中の工事の配置技術者について行うものとする。その際、国・他の地方公共団体等における発注案件において、本来なされているべきCORINS（コリンズ）の登録が行われていない技術者や、事後審査方式の落札者となった場合に配置することとなる技術者については、当該案件の配置予定技術者の審査の際に加味しないで、「E. 契約に係る注意事項」の状況が生じないように入札参加者の責任において入札を行うこと。
- (3) 開札日の早いものから落札決定を行うこととする。その際の配置予定技術者の専任要件は入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。
- (4) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

落札者	電話又はファクシミリ等で通知
落札者以外	ファクシミリ等で通知
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を広島中央環境衛生組合ホームページで公表

E. 契約に係る注意事項

- (1) 提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料については、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。また、入札書提出の辞退は、一切認めない。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評価値通知書の写しを提出させることにより行う。

F. 契約後VE制度について

「契約後VE対象案件」としたものについては、契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができるものとし、提案が適正であると認められたときは必要に応じて設計図書の変更を行い、変更契約の手続を行うものとする。

G. 入札保証金

広島中央環境衛生組合契約規則（平成21年規則第17号）は東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の例による。

H. 契約保証金

- (1) この工事を落札した者は、請負代金額の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この工事を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

I. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札

J. その他

- (1) この工事の入札に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成21年広島中央環境衛生組合条例第30号）、広島中央環境衛生組合契約規則は東広島市契約規則の例による、広島中央環境衛生組合建設工事執行規則（平成21年広島中央環境衛生組合規則第22号）は東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）の例による、広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得（平成27年広島中央環境衛生組合公告第7号）、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札実施要領（平成27年10月19日制定）に従わなければならない。
- (2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、組合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-0022

東広島市西条町上三永10759番地2

広島中央環境衛生組合 施設1課

電話番号 082-426-0820

FAX番号 082-426-0674